

蒲郡市葬祭場の設置に関する環境指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を定め、葬祭場を設置する事業主及び近隣関係住民等に協力を求めることにより、葬祭場の設置に伴う紛争の防止を図り、もって地域の良好な住環境、生活環境等の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 葬祭場の設置 新築、改築、増築、用途変更等により葬祭場を設置することをいう。
- (3) 近隣関係住民等 葬祭場の敷地から100メートル以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者並びに関係総代区及び自治会の役員等をいう。
- (4) 事業主 葬祭場を設置し、又は管理運営しようとする者をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場の設置及び管理運営に当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場の設置に伴い、その計画内容等について事前に説明の申出等があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場を設置しようとするときは、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について、事前申出書（第1号様式）に第3項に掲げる書類を添付し、蒲郡市長（以下「市長」という。）に提出した上で協議するものとする。

- 2 前項の計画内容で協議を必要とする事項は、近隣関係住民等との調和に関する事項、第11条に規定する環境整備事項、第12条に規定する管理運営事項その他事業の重要な計画内容とする。
- 3 第1項の事前申出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 葬祭場設置計画概要書（第2号様式）
 - (2) 付近見取図
 - (3) 配置図、各階平面図、立面図及び断面図
 - (4) 管理運営関係書類
 - (5) その他市長が必要と認め指示する図書
- （事前公開）

第6条 事業主は、葬祭場を設置しようとするときは、蒲郡市中高層建築物指導要綱の規定に基づき標識を設置する場合を除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに第3号様式による標識を設置するものとする。

2 前項の標識は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請等の手続を行おうとする日の少なくとも20日以上前（建築確認申請等の手続が必要でないときは、次条に定める説明会等を開催する日以前）から第14条に定める工事完了の報告をする日までの間、設置しなければならない。

3 事業主は、第1項の標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに記載事項を変更しなければならない。

（近隣関係住民等との調和）

第7条 事業主は、葬祭場を設置するときは、標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、その計画の概要について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項に定める説明会を行ったときは、速やかにこの内容について市長に説明会状況報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

3 事業主は、近隣関係住民等と十分に協議し、近隣関係住民等から求めがあったときは、協議した内容について、近隣関係住民等と協定を締結し、遵守するものとする。

4 事業主は、事業によって生じたすべての紛争の解決について誠意をもってあたるものとする。

（審査等）

第8条 市長は、第5条第1項の事前申出書の提出があったときは、当該葬祭場の設置の適否を審査し、必要なときは指導を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 市長は、設置の適否を審査するときその他特に必要と認めるときは、第17条に規定する葬祭場設置審査幹事会又は第18条に規定する葬祭場設置審査協議会の意見を聴くものとする。

(審査結果の通知)

第10条 市長は、第8条の規定による審査を終えたときは、その結果を速やかに葬祭場設置審査結果通知書(第5号様式)により事業主に通知するものとする。

(環境整備事項)

第11条 事業主は、葬祭場を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 当該建築物は、原則として有効幅員4メートル以上の公道に接すること。
- (2) 隣地境界線から建築物の外壁までの距離は2メートル以上とし、後退した部分の隣地境界沿いは、中高木の植栽等による緑化に努めること。
- (3) 接道部及び敷地内は、緑化に努めること。
- (4) 葬祭場の形態及び意匠を周辺の景観と調和するものとする。
- (5) 自動車駐車場は、当該建築物に応じた駐車場を確保すること。
- (6) 霊柩車、マイクロバス等葬儀用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に設けること。

2 葬祭場の設置に当たり将来増築等により規模を拡張する計画があるときは、前項の規定に基づき敷地全体における将来計画を示すとともに、あらかじめ増築に係る部分の事業規模に応じた整備を行わなければならない。

(管理運営事項)

第12条 事業主は、葬祭場の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環、供花等は、敷地内に設置すること。
- (2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭場から生じる音及び臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音及び防臭等に配慮すること。
- (4) 敷地周辺の道路の状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
- (5) 敷地内又はその周辺に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わな

いこと。

(6) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。

(7) その他近隣関係住民等の生活環境に十分配慮すること。

(計画変更及び事業主変更)

第13条 事業主は、事業計画を変更しようとするとき又は事業主を変更しようとするときは、速やかに記載事項変更届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 事業主は、葬祭場を譲渡し、又は賃貸するときは、この要綱に基づき協議した内容等について、譲受人又は賃借人に承継し、これを遵守させるものとする。

(工事完了の報告)

第14条 事業主は、当該葬祭場の設置が完了したときは、市長に対して遅滞なく工事完了報告書（第7号様式）を提出するものとする。

(実効性の確保)

第15条 この要綱に基づく協議に応じない事業主又は協議事項を守らない事業主に対して、市長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

(立入調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、職員を建築現場又は建築物に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書（第8号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(葬祭場設置審査幹事会)

第17条 市長は、この要綱に基づく葬祭場の設置に関する事項の調査及び審議を行い、並びに関係部課相互の連絡を円滑にするため、葬祭場設置審査幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、常任幹事及び幹事をもって組織し、その構成は別表第1のとおりとする。

3 幹事長は、第5条の規定による事前協議の申請があったときは、常任幹事と協議の上、幹事会を招集する。

4 幹事会の議事及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(葬祭場設置審査協議会)

第18条 幹事会において審査が難航したとき又は調整が必要なときに当該案件を処理するため、葬祭場設置審査協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は別表第2のとおりとする。

3 協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
(事務局)

第19条 幹事会及び協議会の事務局は、建設部建築住宅課に置く。
(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市葬祭場の設置に関する環境指導要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市葬祭場の設置に関する環境指導要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用す

ることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第17条関係）

葬祭場設置審査幹事会の構成員

1 幹事長

建設部長

2 常任幹事

建築住宅課長 行政課長 交通防犯課長 環境清掃課長

産業政策課長 都市計画課長 消防本部予防課長

3 幹事

事前協議の申請案件に関与する法律及び財産を所管する課長

別表第2（第18条関係）

葬祭場設置審査協議会の構成員

1 委員長

副市長

2 委員

総務部長 市民生活部長 産業振興部長 消防長 都市開発部長

建設部長